

一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会倫理綱領

平成26年7月1日 制定

平成30年6月25日一部改正

当協会会員（以下会員という）は、良質な住宅ストックの形成と美しく住みやすい街並みを維持するため、日々研鑽し、技術及び品質の向上、人材の育成に努めなければならない。

その為に会員は、学術専門家や団体、関連行政機関などと協力しつつ、社会の公益となる情報や技術を積極的に開示し、社会に対する重要な役割を認識しなくてはならない。

本綱領は、専門技術者としての職務を遂行するにあたり、自らの良心と良識に従う自立ある行動を社会に約束するものであり、本綱領に違反する者は、協会の懲戒・除名対象となるものである。国民の財産を守り良質な住宅ストックをつくっていく使命を持つ団体として社会からの信頼を獲得していくために、以下に定める倫理綱領を遵守することを誓うものである。

また、木造住宅の劣化診断、耐久性向上、資産価値向上を目的とした専門工事業者として、依頼主の信頼を得るためには、各種法令を遵守することはもとより、社会的に良識ある行動が求められている。

そこで、本会事業の遂行及び会員各社の誠実かつ公正な業務の遂行に資するため、以下に掲げる倫理綱領を制定し、その活動を通じて広く社会の信頼に応えるものである。

第1章 一般原則

第1条 綱領は、一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会に加盟する事業者の構成員（会員）が守るべき倫理、行動規範を定めたものである。

第2条 会員は、公共社会からの期待にふさわしい知識と能力、品性と倫理観を備えるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

第3条 協会名や認定資格名は悪意を持って乱用してはならない。

第4条 協会定款および既に施行されている会員規約を遵守する事。もし規約違反のときは、会員資格の停止または資格の喪失、除名となる

第2章 公共社会との関係

第5条 公共社会にとって有益な情報については、積極的に開示し、その技術と情報の普及に努めなければならない。

第6条 会員は業務獲得の目的をもって、不当な行為や誇大な広告を行ってはならない。

第7条 木造住宅に関して他の建築家や団体をむやみに誹謗・中傷してはならない。

第8条 本倫理綱領に違反した場合には、理事会において十分な審議・判定の後決議において制裁を受けることになる。又さらに重大な規定違反の場合には、協会定款一第3章第12条に基づき、除名処分となる。この場合、対象となった会員は当該違反事項に関して弁明の機会が与えられ、その後、理事会にて十分な協議が行われた上で決定される。

第3章 依頼者との関係

- 第9条 会員は、依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努め、自らの専門知識、技術、経験を活かして、誠実に業務を遂行しなければならない。特に、現地調査においては最善を尽くし、正確で適切なデータの収集に努め、診断の結果に反映しなければならない。
- 第10条 会員は、依頼主が最適な選択と判断が出来るように、常に正確な情報の提供に努め、診断結果の報告に際しては、誤解が生じないように正確かつ写真など分かり易い書面により、正確な業務遂行に努め履歴情報を補完する。分かり易い言葉ではっきりと説明することを心がけ、依頼者の正しい理解と評価を得ることに最大の努力を払わなければならない。
- 第11条 依頼主にとって、良き相談者となりクレーム等に対して誠実、かつ迅速な対応に努める。
- 第12条 実施した診断に基づき、提案したリフォームプランなどが、依頼者の意向と合意を見ない場合には、耐久性の向上を最優先として理解を求め、十分な協議を行う事とする。
- 第13条 会員は、高い品性と誠実性を持ち専門性の高い知識・技術・工物品質を持って木造住宅の塗装、リフォーム工事にあたり、依頼主との信頼確保に努めるものとする。依頼者の不安を故意に増幅させるような言動や、広告など印刷物への表記・表現をしてはならない。
- 第14条 工事請負の際は、適正な見積もり額を依頼者に提示して承認を得た上で文書による契約書を締結しなければならない。
- 第15条 施工中に関しては、現場を監督する工事責任者を必ず定め、現場に入る全ての技術者に対して施工指導し、監督する。また、依頼者に対して工事の進捗状況を極力確認していただく事を義務づける事とする。
- 第16条 リフォームの工事過程が明瞭に判断出来るような、写真による記録を残す事とする。
- 第17条 会員は、関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努め、業務上知りえた依頼者に関する個人情報を外部に漏らしてはならない。
- 第18条 工事中、完工後を問わず依頼者からのクレームなどへの対応は迅速に行い、誠心誠意対応する事とする。
- 第19条 依頼者宅への訪問時間は、先方の了解のない限り午前 9 時より午後 5 時までとする。
- 第20条 会員は、健康で安全な生活環境の実現と、資源の有効利用などにより地球環境保全への寄与に努める。
- 第21条 会員は、木造住宅の質・性能の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努め、専門技術者として十分な徳性と能力を持つ人材の育成に努めるものとする。
- 第22条 会員は、労災保険を含む社会保険に加入すること。
- 第23条 会員は、リフォーム瑕疵保険に登録しリフォーム瑕疵保険を掛けるように努める。

第4章 協会と協賛会社、および会員相互の関係

- 第24条 会員の業務地域については、排他的独占権を認めない。但し業務地域については、基本的に事業所を置く都道府県内とする。
- 第25条 会員が他の会員と同一ユーザーを巡り競合した場合には、相互に相手の立場を尊重し、紳士的解決を図るよう努力しなければならない。

第26条 会員が協会の協賛会社に対して発注した塗装・リフォーム部材等の支払いについて、あらかじめ定められた支払期日を一ヶ月以上延滞した場合、協会本部に対して文書による理由書の提出が義務付けられる。

第27条 会員が本協会とは異なる同業種（木造住宅の塗装&リフォーム）の団体に加盟、または設立する場合は即時、協会本部に対して代表者名で届出を提出しなければならない。この場合、承認の可否は理事会にて決議される。

第5章 指導・助言・勧告

第28条 会員が本綱領1条に違反したあるいは違反するおそれのあるときは、会員の業務に関して必と認めるときは、会長は指導・助言をすることができる。